

〇〇大臣

〇〇 〇〇 様

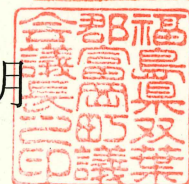
福島県 富岡町の
復興・創生に向けた要望

令和 7 年 7 月 2 日

富 岡 町 長 山本 育男



富岡町議会議長 堀本 典明



要 望 書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から 14 年 4 ヶ月が経過しようとしています。当町は、本年 3 月に策定した今年度から 10 年を計画期間とする『富岡町災害復興計画(第三次)』に定めた 3 つの基本理念である「未来志向の復興・創生」、「つながりの拡大」、「世界に誇れる幸せづくり」に基づき、町民や当町に関わる全ての方が「いつまでもここで暮らしていきたい」、「ずっと関わりを持っていたい」と感じられる魅力あふれる“富岡”の実現に向けた取組を進めながら、全力で復興への挑戦を続けております。

未曾有の複合災害からの復興を着実に進めている一方で、今なお多くの町民が「ふるさと富岡」を離れた避難生活が続けざるを得ない状態であることをはじめ、町内の生活環境や風評・風化の問題、平成 29 年 4 月の帰還困難区域を除く避難指示解除に伴う帰町開始まで 6 年以上、令和 5 年 4 月の特定復興再生拠点区域避難指示解除の実現まで 12 年以上という長い年月を要したことに加え、発災から 14 年以上が経過した今もなお避難指示が継続されている区域が残されていることが要因となり、帰還を望むも実現が叶わない町民が多く、居住人口が発災前の 16%に留まっていることなど、原子力災害に伴う課題は山積しており、復興は未だ道半ばであります。

このようなことから、これまでの復興施策を継続して展開することはもとより、復興の進捗に伴って生じる新たなニーズへの対応が必要であり、今年度が最終年度である第 2 期復興・創生期間以降においても、中長期にわたり切れ目なく安心感を持って復興へ積極果敢に挑戦を続けることができるよう、十分な財源の確保や被災者・被災地の実情に応じた復興制度の柔軟な運用、各自治体の実態と課題に寄り添ったきめ細かな対応が必要不可欠であります。

福島復興再生特別措置法に明記されているとおり、当町を含む福島の復興・再生は原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであります。

国におかれましては、当町の実情を改めてしっかりとご認識いただき、被災地域の声を真摯に受け止め、総力を挙げて当町の復興・創生に取り組んでいただきますよう、次のとおり要望いたします。

1. 各被災自治体の実態に応じた復興施策の推進
2. 帰還困難区域の早急な復興・再生
3. 復興を支える制度や仕組みの拡充・推進
4. 帰還と移住の促進、交流・関係人口の創出、各種産業に関する取組の推進
5. 被災町民への生活支援の継続

1. 各被災自治体の実態に応じた復興施策の推進

- 複合被災地域においては、「比較的早期に避難指示が解除された自治体」、「近年避難指示が解除されようやく復興のスタートラインに立ったばかりの自治体」、「未だ帰還困難区域が残されている自治体」のそれぞれの自治体の実情を踏まえた対応が必要である。

特に各種産業の面で復興の進捗に大きな差異が生じていることを十分に認識し、原子力政策を推進してきた国の責務として、当地域を“被災 12 市町村”など一括りにせず、各自治体の実態に応じた復興施策を展開するとともに、避難指示解除の時期で支援に差が生じることによる被災自治体間の分断を招かないこと。

- 当町は、「平成 29 年 4 月に避難指示が解除された区域」、「令和 5 年 4 月に避難指示が解除された区域」、「未だ避難指示が継続されている区域」と復興のステージが異なる区域が混在している。

商業・医療・福祉・教育・公共交通をはじめとする町内生活環境の整備・充実と産業・生業の再生、避難指示が解除されて間もない夜の森地区を中心とする地域の復興・創生、町外生活を続けざるを得ない町民の支援、一日も早い町内全域の避難指示解除など、深刻化・複雑化する課題等が山積していることを改めて認識の上、現場の実情に応じてきめ細かく対応し、当町の復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

2. 帰還困難区域の早急な復興・再生

- 特定復興再生拠点区域外の政府方針が示された令和 3 年 8 月以降、当町が再三にわたり方針の明示を求めている特定帰還居住区域制度の対象外である「政府としての残された課題」について、当町においては町全体面積の僅か 3.5%にすぎないことを踏まえ、地域住民の「これまで避難指示が解除された区域と同様の取り扱いを求める」という“ふるさとへの切実な想い”に真に寄り添い、地元の意向を十分に踏まえた具体方針を早急に示すこと。
- 本年中に認定申請を予定している「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更による当該区域の追加設定について、帰還を希望する地域住民が安全安心に帰還後の生活を送ることができるよう、特定帰還居住区域制度を最大限柔軟に運用し、1 ミリでも広い追加区域設定とすること。
- 現在実施されている特定帰還居住区域における除染等について、当該区域を含む現在の帰還困難区域は町内で最も放射線量率が高い地域であることを改めて認識し、これまでの知見や技術を最大限に活かすとともに、従来の工法や範囲等にとらわれることなく、生活圈全体を迅速かつ丁寧を実施すること。
加えて、インフラ復旧整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還を希望する地域住民が一日も早く帰還できるよう取り組むこと。
- 令和 7 年 6 月 20 日に閣議決定がなされた「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において明記された「帰還困難区域『区域から個人へ』の考えの下」について、町内において先に避難指示が解除された区域との整合性・公平性の観点から、当町の意向である「除染なき避難指示解除なし」や「物理的防護措置の実施による無用な被ばくの防止」を十分に尊重した対応をすること。

3. 復興を支える制度や仕組みの拡充・推進

- 令和7年6月20日に「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定された。

その中で「福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれ、今の5年以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する」とされた復興財源について、各復興事業の成り立ちやこれまでの歩みはもとより、復興の進捗に伴い新たな復興ニーズが生じていることを十分に踏まえた予算措置とすること。

- 中でも、当町の原子力災害からの復興を国の社会的責任において成し遂げるために不可欠である福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金などの交付金等について、長期的かつ十分な予算を確保するとともに、町民の帰還や移住の促進等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題に対して適時適切に対応すること。

特に、避難解除区域の住民の帰還促進や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を目的とする福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金は、今後も原子力災害からの復興を国直轄で実施していくことが必要であるため、メニューを縮小せずに継続すること。

さらに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金等その他の交付金等について、対象者を被災者・新規転入者によって区別することをなくすなど、柔軟で使い勝手のよい運用とすること。

- 深刻な人材不足に陥っている当町職員について、特に不足している土木職、保健師、保育士等の技術職をはじめとする職員派遣等の継続など、中長期的な人的支援を行うとともに、派遣職員の受入れ経費の震災復興特別交付税等による措置を継続すること。
- 民間においてもあらゆる分野において人材不足が課題となっているが、特に当町において深刻である医療・福祉・介護分野についてはその確保・育成に向けて、当町が独自に「医療従事者等人材確保支援金交付事業」や「医療機関開業等支援金交付事業」、「介護福祉人材定着支援金交付事業」を開始している。これらの要因は原子力災害であることが明白であることから、国が責任を持ってこれらの事業に要する経費を支援すること。
- 福島再生加速化交付金等の補助事業に係る町財政負担分や町税等の減収分に対する震災復興特別交付税による措置を継続するとともに、令和7年国勢調査における人口等を測定単位とした普通交付税を算定した場合に行財政運営に支障を来すおそれがあることから普通交付税算定の特例措置を継続すること。

加えて、避難指示継続中の区域における医療費一部負担金や国民健康保険税・介護保険料の免除措置等について、先に避難指示が解除された区域同様の取り扱いとするとともに、その財政支援も行うこと。

4. 帰還と移住の促進、交流・関係人口の創出、各種産業に関する取組の推進

- 平成 29 年 4 月 1 日の帰還困難区域を除く避難指示解除に先立ち、同年 3 月 6 日付けにて、国・県・町の三者で交わした「富岡町の復興・再生に向けての確認書」において明記した「国は、原子力政策を主体的に推進してきた責任の下、避難指示が解除された後においても、政府一丸となって、町民の様々な不安に真摯に向き合うとともに、中長期にわたって、町の復興・再生に責任を持って取り組んでいく」という約束をしっかりと果たすこと。
- 町内居住者の増加及び交流・関係人口の創出に向けて、「住宅環境の整備」、「買い物・医療・介護・福祉・子育て・教育・公共交通網の各環境の充実」、「防火防犯・荒廃抑制・鳥獣被害の対策」、「産業・生業の再生」、「営農再開の加速化」、「風評払拭・風化防止の対応」など、帰還と移住の促進に向けた取組を、より一層推進すること。
- 企業誘致を通じた産業集積の加速化と雇用の創出を推進するとともに、当町が計画中の富岡第二産業団地への企業進出を促すため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金や福島復興再生特別措置法による課税の特例(税制優遇)をはじめとする事業再開や創業等に関する各種支援を継続すること。
- 当町に関心を寄せる方々が安心感を持って帰還や移住、来訪をしていただくため、避難指示が解除された区域においてスポット的に確認される高線量箇所のフォローアップ 除染の継続など、安全安心の根幹である徹底した放射線量率の低減を図ること。

- 当町のシンボルであり町民の誇りでもある桜並木をはじめ、本年 5 月の「とみおかワッパリー」のオープンや、「(仮称)時の海-東北美術館」が令和 9 年に完成予定であること、福島県と連携したサイクルツーリズムに注力していることなど、他にない魅力的な観光資源を活かした取組を町と民間が連携して推し進めている。

国においても、被災地復興に資する民間事業への助成制度の新設やイベントやツアーなどを実施する民間事業者等との連携を深めることなどにより、当町をはじめとした複合被災地の交流・関係人口の創出に、より一層取り組むこと。

- 双葉地方と中通りを結ぶ高速道路体系が未整備であり、発災時に狭隘な主要道路に大渋滞が発生した。

緊急時の命を守る道としてばかりでなく、観光や物流など当地方の復興に大きく寄与する点を鑑み、あぶくま高原道路の滝根 IC から常磐自動車道の常磐富岡 IC までの延伸を検討すること。

- イノベーション・コースト構想の推進や地域経済の発展のため、特に廃炉作業について、地元企業が関わりやすい環境の構築を検討すること。

- 福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金などの交付金等について、町民の帰還や移住の促進等の復興の進捗に伴って生じる新たな課題に対して適時適切に対応するとともに、対象者を被災者・新規転入者によって区別することをなくすなど、柔軟で使い勝手のよい運用とすること。

5. 被災町民への生活支援の継続

- 長期にわたる町外生活を余儀なくされたことに伴う親の介護・福祉や子の教育などの要因で町外に生活基盤が形成されてしまったため、帰還を望むも実現が叶わない町民が多いことを改めて認識し、県内各地における交流サロンの運営や交通弱者等を対象としたデマンドバス運行などの被災者支援総合交付金の予算を確保するとともに、対象者を被災者・新規転入者によって区別することをなくすなど、柔軟で使い勝手のよい運用とすること。
- 町外生活が長期化する中、一時帰宅や帰還の準備などのためにふるさとを往来する町民の負担を少しでも軽減するため、令和8年3月31日まで延長がなされている高速道路無料措置について、少なくとも町内全域の避難指示解除が実現するまでの間は継続すること。
- 被災者生活再建支援金制度について、少なくとも町内全域の避難指示解除が実現するまでの間は継続し住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するという目的を果たすとともに、その運用にあたっては先に避難指示が解除された区域の住民との公平性を鑑み、また地域間の分断を生じさせることのないよう、留意すること。